

令和7年3月21日
久喜市教育委員会

学校施設改修基本方針

この基本方針は、久喜市立学校設置条例に規定する学校（以下「学校」という。）の児童生徒が、学校生活を安全かつ快適に過ごせるように、教育環境の向上を図るために定めるものです。なお、令和2年3月19日に決定した「久喜市立小・中学校大規模改造基本方針」は、本方針の策定に伴い廃止します。

1 学校施設の現状と課題

学校施設は全国的に、第2次ベビーブームによる人口の増加に伴い、1960年代後半から1980年代前半に建てられたものが多く、老朽化が深刻な課題となっています。本市におきましても、老朽化等の対策として、令和2年3月に「久喜市立小・中学校大規模改造基本方針」を定め、校舎のトイレ全面改修や外壁改修、屋上防水改修などを一括した大規模改造工事として順次進めてきたところです。

しかしながら、事業執行体制や財政負担、学校運営への配慮などから、1校の工事完成までに2年から3年を要するうえ、年に2校から3校ずつの実施となり、校舎等の約9割近くが建築後30年以上経過している現状において、老朽化等の進行への対応が追いつかず、大変多くの不具合箇所が積み残されている状況にあります。

また、財源として、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」の中の、外部と内部の両方を同時に全面的に改造する工事を対象とした（大規模改造（老朽））を活用しておりましたが、当該交付金が令和5年度から廃止となり、外壁や屋上防水、内部床改修などを一括して工事を実施するメリットが無い状況にあります。

さらに、並行して学校の適正規模・適正配置の検討を進めていますが、統合等により、「どこ」の学校を「いつ」使用しなくなるのかを明確にできない中で、どの程度の改修を行うかの見極めが大変難しくなっています。

2 改修工事の考え方

(1) 基本的な考え方

学校施設に関しては、現状として、大変多くの不具合箇所を抱えており、当面は、事後保全による対応に重きをおくこととなりますが、なるべく早期に、予防保全による対応にも重きをおいた、事後保全と予防保全の両方による管理に転換していく必要があります。

これまでの大規模改造工事を順次行っていく方法では、後年に実施する施設の老

朽化等はさらに深刻となり、その間の安全性の確保が難しくなるだけでなく、事業費も増大することが見込まれ、事後保全中心の対応からの転換も難しくなることが考えられます。

そのようなことから、今後は、施設の状況や予防保全の観点も踏まえ、必要な改修を、迅速かつ細やかに対応する方法に見直し、安全性の確保や事業費の抑制に努め、事後保全と予防保全の両方による管理への早期転換を目指してまいります。

また、改修の対象は全校の施設全般とし、改修の際は、環境負荷の軽減、避難所施設としての機能や維持管理の容易さ、バリアフリーの視点に配慮してまいります。

(2) 改修の内容

改修が必要な個所を大きく次の5つに分けて、施設の状況に応じて実施します。

また、不具合が発生あるいはその予兆が確認され急を要する場合は、各箇所の全面的な改修を待たずに部分修繕を行うなど、応急的な対応と併せた管理を実施してまいります。

①外壁改修

外壁のひび割れや欠損部分などを補修し、塗装を行います。

- ・外壁全面改修
- ・ベランダの手摺りなどの鉄部改修
- ・雨樋の改修

②屋根・屋上改修

雨漏りを防ぐため、屋根・屋上面の防水工事を行います。

- ・屋根、屋上全面の防水改修
- ・屋上の転落防止柵の改修

③トイレ改修

児童生徒が快適に利用するため、トイレの全面改修を行います。

- ・大便器の洋式化
- ・小便器の自動水洗化
- ・床面の乾式化
- ・給排水設備の改修
- ・多目的トイレの設置

④設備改修

機械設備や電気設備の改修を行います。

- ・受水槽や高架水槽、配管等の改修
- ・防火設備、消火設備の改修
- ・自家用電気工作物の改修

⑤その他の改修

①から④以外で、必要な改修を行います。

- ・内壁、天井、床の改修
- ・家具類の改修
- ・建具の改修
- ・バリアフリー改修（スロープ設置や段差解消等） など

(3) 改修の優先順位

改修にあたっては、施設の状況、法定検査や保守点検の結果などを勘案したうえで、次の順位を基本に実施してまいります。

①児童生徒の安全確保に係る改修

例) 外壁改修、屋根・屋上改修、防火・消防設備 など

②学校生活や運営に係る改修

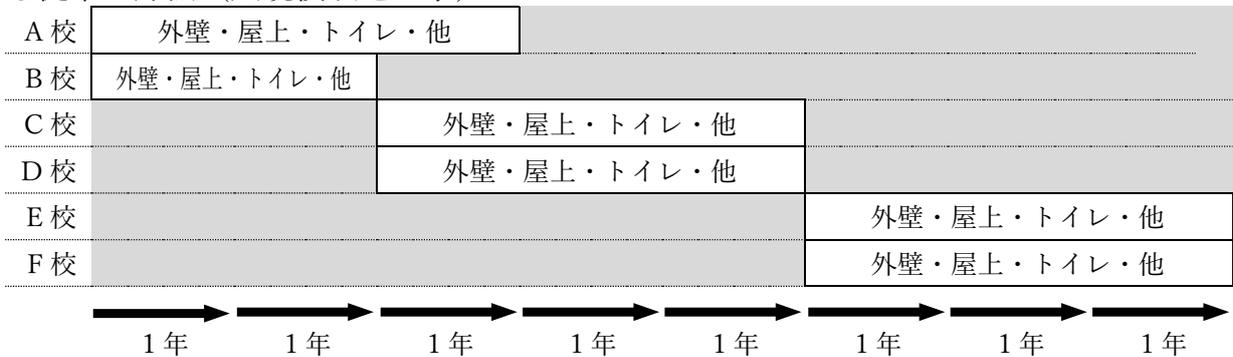
例) 教育活動上必要な改修、トイレ改修 など

③快適な教育環境を確保するための改修

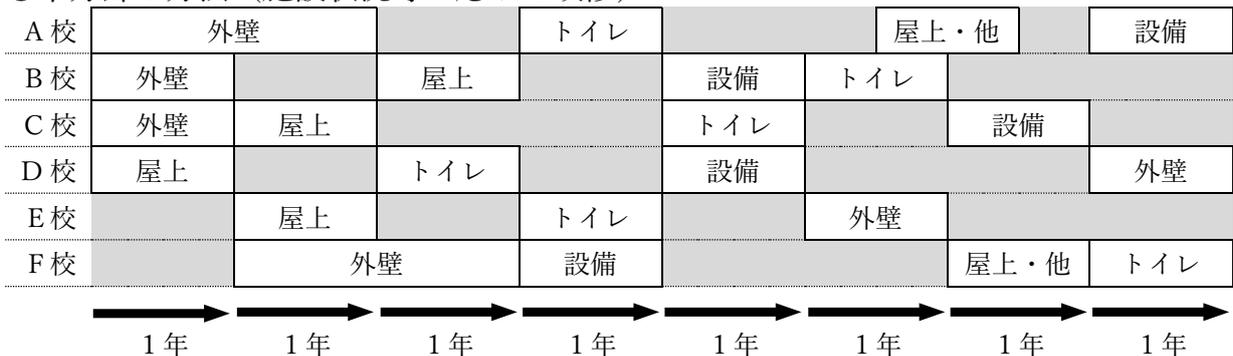
例) 景観や美観上必要な改修（床、壁、天井等の経年劣化や汚損） など

【改修の進め方のイメージ】

●従来の方法（大規模改造工事）



●本方針の方法（施設状況等に応じた改修）



3 改修の財源について

学校施設の改修には、多額の費用を要することから、その財源の確保は大変重要です。文部科学省の「学校施設環境改善交付金」以外にも、有利な財源があれば活用し、事業の実効性の確保と財政負担の軽減に努めてまいります。